

第3回 派遣・請負区分のあてはめの明確化に関する 実務者ヒアリング 要旨

日時：令和3年7月21日（水）15:00～15:50

参加者：別紙のとおり（○参加者、●事務局）

1. 事務局からの説明

事務局から、システム開発関係者へのヒアリング結果の概要とそれを踏まえた明確化の方向案について説明した。

2. 参加者からの意見・質疑

事務局が説明した明確化の方向案に対し、参加者から以下のような意見、質疑があった。

<全体について>

- 偽装請負に当たるか否かについて、アジャイル型開発だから当たらないというような形式的な判断ではなく、開発形態、契約形態にかかわらず、あくまで実態を見て判断するということが明確化されることは非常に重要。
- アジャイル型開発を進めるに当たって、充実したコミュニケーションは重要であるが、受注者側の作業や判断の自律性が担保される必要がある。そのため、資料2③で示されているとおり、アジャイル型開発の特性について、しっかりと発注者側と受注者側で認識を同じくしていくということが重要。

<管理責任者について>

- 資料2④及び⑥のとおり、確かに管理責任者が会議やイベントに同席していないことをもって、直ちに偽装請負と判断されるものではないが、管理責任者を置くことについては、IPAのモデル契約書にも記載があり、管理責任者の適切な関与による長時間労働の是正・防止等、労働者の健康確保の観点からも必要な取組み。今回のとりまとめが、健全な産業の発展の取組みを緩和させることのないように御留意いただきたい。
- 資料2④について、実施責任者あるいは管理責任者を置くことで、指揮命令に該当する懸念が少なくなるというようなことは書けないか。その上で、管理責任者が会議やイベントに同席していなくても、必ずしも偽装請負にはならないというような流れで明確化できないか。
- 表現ぶりについては検討したい。

<「自律的に判断」について>

- 明確化の方向性について異存はないが、「自律的に判断」という言葉の意味は、要するに受注者側が発注者側の指示によらず、自らの裁量で開発を行う場合、言い換えると、発注者からの提案に従う必要がない場合ということの意味すると考えてよいか。
- 概ねそのとおり。受注者側が必ず従わなくてはならないものとはなっていないという趣旨。

- 「自律性」を指す表現として、例えば「両当事者（開発担当者間）の対等な関係」といった表現を入れることで、自律性の意味をもう少し説明することができるのではないか。
- 「対等な関係」と入れればより自律的だと言えると思うが、受発注関係があるので構造的に本当に対等かという疑問が生じる懸念もある。
- 御意見を踏まえて検討したい。

<疑義応答集における具体例について>

- 資料2④について、疑義応答集において、「指揮命令に該当する事項」が、どこまで具体例として記載されるのか。社内のガイドラインなどを整備する際の判断のため、なるべく明確に具体化してほしい。
- 同じ行為でも助言・提案に留まっていれば問題ないが、実態判断として指揮命令に当たる可能性もあり、どのような具体例を入れるかは難しいところ。

- 今後、疑義応答集に落とし込む際に、抽象的すぎると事例への当てはめ、判断に迷うところが出てくる一方で、例示をすると分かりやすくなるかもしれないが、それ以外は認められないと捉えられかねない。現場の方、企業のコンプライアンス担当、行政の担当者など、使う側が使いやすく、分かりやすいものになるよう、なるべく具体的に例示しつつ、例えば、どういう場合に「自律的に判断」できるようになっているのかが分かるようなQAになるとよい。

- 具体化に関する提案だが、資料2⑤に関して、「発注者と受注者の開発担当者間の技術的な議論」は、それだけで偽装請負と判断されるものではないということで、助言、提案と同列に位置付けられないか。
また、資料2⑥について、「会議やイベント、プロジェクト管理ツール等」とあるが、（メールやチャットツールなどの）コミュニケーションツールもここに明記しておくことによって、迷うことがより少なくなるのではないか。

- 「自律性」や「指揮命令」について、具体例を記載してほしいという提案について、具体例が細かくなればなるほど、それだけでアウトとか、それだけで大丈夫といった混乱が生じる可能性もある。前後の脈絡、人間関係、作業の仕方、会社によっても異なるものの中で最終的には実態判断をすることになるため、細かな例を挙げるとそれがひとり歩きしてしまう懸念もある。その辺のバランスを取って明確化いただければよいのではないか。
- 政府の疑義応答集などが発出されると、一部の記載を切り取って問題ないと思ってしまうたり、逆に駄目と書かれているものは駄目だと拘子定規に解釈してしまうたりする企業も出てくるので、具体例の書き方はバランスが大変難しい。あまり細かくしすぎない方がよいのではないか。

<37号告示の当てはめに関する今後の検討について>

- 今回はアジャイル型開発にフォーカスして37号告示の当てはめの明確化を検討したが、今後も37号告示の当てはめに迷いが生じるような場合には、今回のような検討をしていただきたい。
- 今後新たな課題が出てきた際に検討させていただきたい。

3. まとめ

事務局より、本日の御意見を踏まえて厚生労働省で引き続き検討を行い、疑義応答集により、派遣・請負区分のあてはめの明確化を図ることとする旨説明。

(以上)